

和歌山県生活衛生関係営業振興事業補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び事業の振興並びに生活衛生関係営業の利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業許可を受けている公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により知事が告示した公衆浴場入浴料金統制額以下の入浴料金で入浴させ、かつ、利用形態からみて専ら地域住民が日常の保健衛生のために利用していると認められるもので市町村の経営によらないものをいう。

第3 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センターが実施する以下の事業
 - ① 生活衛生関係営業の消費者の安全・安心を擁護するための事業
 - ② 生活衛生関係営業の専門技術の養成及び確保に関する事業
 - ③ 生活衛生関係営業の衛生水準の向上・環境保全を図るための事業
 - ④ 地域における高齢者福祉等の増進に資するための事業
 - ⑤ 生活衛生関係営業の組織の促進及び活動の活性化に関する事業
- （2）公衆浴場事業者が実施する公衆浴場の衛生水準向上及び利用者の安全・安心に資するための事業

第4 補助対象経費等

- （1）補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率は別表第1のとおりとする。
- （2）補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

第5 交付申請

- （1）規則第4条に規定する補助金等交付申請書には、別表第2に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。
- （2）申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。

以下同じ) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

第6 交付条件

規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3(1)に定める補助事業にあっては次に掲げる条件

① 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更(知事が別に定める軽微な変更を除く。)しようとする場合

イ 補助事業に要する経費(以下「事業費」という。)の区分を変更(事業費の額の20パーセント以下の増減を除く。)しようとする場合

ウ 補助事業を中止し又は、廃止しようとする場合

② 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

③ 補助金交付申請後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還すること。

④ 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(2) 第3(2)に定める補助事業にあっては次に掲げる条件

① 処分を制限された財産等について、第11(1)に定める期間内に処分をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

② ①の処分を行うことにより収入があるときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることがあること。

③ 補助金交付申請後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還すること。

④ 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

第7 変更の承認

第6(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記第5号様式)に変更後の事業計画書(別記第1号様式)及び変更後の収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

第8 実績報告

- (1) 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書には、別表第3に定める書類を添えて、別表第3に定める提出期限までに知事に提出しなければならない。
- (2) 第3(2)に規定する補助事業の実績報告については、規則第5条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）があったときは、規則第4条の規定による交付申請をもって報告がなされたものとみなし、規則第14条に規定する補助金の額の確定については、交付決定をもって額の確定をしたものとみなす。

第9 補助事業の検査等

第3(2)に定める補助事業については、保健所長（和歌山市にあっては知事）は、第5の規定による申請に係る設備について竣工検査を行い、別記第6号様式による確認書を作成するものとし、保健所長が確認書を作成したときは、当該申請書に添付して知事に進達しなければならない。

第10 財産の処分の制限

- (1) 規則第20条ただし書の知事が認める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。
- (2) 規則第20条第3号の知事が指定するものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。
- 2 和歌山県生活衛生関係営業振興事業補助金（平成14年4月24日制定）及び和歌山県公衆浴場設備整備改善事業補助金交付要綱（昭和62年5月30日制定）は、廃止する。

別表第 1（第 4 関係）

補助対象経費、補助率

補助事業の 区分	補助対象経費	補助率
第 3（1）に規定する補助事業	補助事業に要する経費（設備費、備品購入費等を除く。）	10 分の 10 以内
第 3（2）に規定する補助事業	・ 衛生水準の向上（レジオネラ症等感染症予防対策等）のための給水設備等の整備、修繕、更新に要する経費 例：釜（ボイラーを含む。）、ろ過器、貯湯槽、消毒装置、循環配管、シャワー設備等 ・ 利用者の安全・安心な入浴のための内装設備等の整備、修繕、更新に要する経費 例：浴室・脱衣所・便所等の手すり、床面等	2 分の 1 以内 （ただし、1 公衆浴場事業者の補助金交付額の上限は、年間 50 万円を上限とする。）

別表第 2（第 5 関係）

交付申請

補助事業の 区分	添付書類	様式
第 3（1）に規定する補助事業	事業計画書	別記第 1 号様式
	収支予算書	別記第 2 号様式
第 3（2）に規定する補助事業	事業実績書	別記第 3 号様式
	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の規定による営業許可書の写し	
	領収書の写し（補助対象に係る代金を確認できるもの）	
	その他知事が必要と認める書類	

別表第 3

実績報告

補助事業の 区分	添付書類	様式	提出期限
第 3（1）に規定する補助事業	事業実績書	別記第 1 号様式	補助対象事業全体の完了後 1 か月以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
	収支決算書	別記第 2 号様式	

別記第1号様式（第5、第7、第8関係）

事業計画（実績）書

[illegible]

別記第2号様式（第5条、第7条、第8条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

収入の部

科 目	予算（決算）額	備 考
合 計		

支出の部

経 費 の 区 分 (科 目)	予算（決算）額	備 考
合 計		

別記第3号様式（第5関係）

事業実績書

1 浴場名

2 所在地

3 設備品目

4 資金内訳

対象経費	自己資金	借入金	県費補助金
円	円	円	円

5 設置完了年月日 年 月 日

6 代金支払年月日 年 月 日

別記第4号様式（第6関係）

番
年 月 日
号

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 度 消 費 税 仕 入 控 除 税 額 報 告 書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度和歌山県生活衛生関係営業振興事業補助金について、和歌山県生活衛生関係営業振興事業補助金交付要綱第6の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|----------------------------------|----------------------------|---|---|
| 1 | 和歌山県補助金等交付規則第14条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記第5号様式（第7関係）

和歌山県生活衛生関係営業振興事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
名 称

年 月 日付け生衛第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、下記のとおり変更したいので、和歌山県補助金等交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更内容

関係書類

- 1 変更後の事業計画書
- 2 変更後の収支予算書

別記第6号様式（第10関係）

確 認 書	
事業実施者名	
公衆浴場名	
所在地	
設置した設備品目	
設置完了年月日	年 月 日
設置状況の確認	
上記調査の結果、和歌山県生活衛生関係営業振興事業補助金の交付対象として 適当と認められるので、この調書を作成する。 年 月 日 環境衛生監視員	